

福島県保健福祉部障がい福祉課  
 福島県手話言語条例(素案)について提出された御意見とそれに対する県の考え

No.	該当箇所	該当項目	御意見	県の考え
1	背景	背景	県としての責任の所在を明記し、県政において責任をもって施策をする明記がほしい。	条例においては県の責務として明記しました。
	背景	背景	「ろう者とろう者以外の者が～」この文言がたくさんありますが、何か分断されているイメージが強いので、別の文言を考えてみてはいかがでしょうか。 →「県民すべてが、ろう者や手話を理解し、お互いに尊重し合いながら社会を実現するため、」	いまだ手話に対する理解が深まっているとは言いがたい状況においては、ろう者とろう者以外の者がお互いを理解する必要があり、このような表現としました。
	背景	背景	平成7年の全国身体障害者スポーツ大会開催時には、学生を中心とした「手話コンパニオン」を養成した取組がありました。これが先駆けかはわかりませんが、このような取組があったり、手話に関する先進事例がありましたらそれを入れてみるのはいかがでしょうか。例：〇〇が開催されるなど手話の先駆けの県として… ①「人間として心豊かな」という言葉が欲しい ②「優先的に口話法が導入されたことにより」または「口話法の導入が最優先されたことにより」として欲しい。 ③手話が社会的に認知されなかった時代でろう者は社会場面・教育場面で人間として生きる尊厳が著しく傷つけられた、大学等に進学する機会が損なわれた時期がある事を明記してほしい。  手話が「制約」された時代というより、実感として「禁止」された時代でないかと思う。	御意見として参考にさせていただきます。
2	全般	全般	「ろう者」「聴覚障がい児等(ろう児)」という言葉があるが、現在手話を言語として使用している人だけではなく、これから手話が必要となるかもしれない人(中途失聴者や難聴者、新生児、その家族)も含まれるような条文にしてほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、今後の取組を進めてまいります。
3	目的	目的	「もって、ろう者とろう者以外の者～の実現」 →「もって、ろう者とすべての県民が共に生きることのできる社会の実現」	いまだ手話に対する理解が深まっているとは言いがたい状況においては、ろう者とろう者以外の者がお互いを理解する必要があり、このような表現としました。

福島県保健福祉部障がい福祉課  
 福島県手話言語条例(素案)について提出された御意見とそれに対する県の考え

4	基本理念	基本理念	<p>変更を希望します。                  「～、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、～」→                  例)「～、ろう者が意思疎通を行う当たり前の権利と認識し、～」</p> <p>「権利を尊重し」の言葉に違和感(差別感)があります。優しい言い方で良いとは思いますが、聞こえる人と同等の権利であるという意味の文章にしていきたいです。</p> <p>「ろう者が知的で心豊かな」                  →「ろう者がいろいろな情報を得て心豊かな」                  「文化的所産」                  →「言葉」又は「言語」</p>	御意見として参考にさせていただきます。なお、条例の内容や考え方などをわかりやすい形でお伝えするよう努めてまいります。
5	県の責務並びに県民、ろう者及び事業者の役割	県の責務	<p>「ろう者が日常生活又は社会生活～合理的配慮を行う」                  ほぼ2行分の文が読み取りづらい。意味的にどこが区切りかわからない。                  例えば                  ①「一切」「除去」など大変強く感じる表現だが、このままの文章の場合、(8行)「その他」の次に「あらゆる差別等につながることの(除去)」と入れる。※意味合いとしてこの捉え方があっていればですが。                  ②2～3行が長いので、せめて区切りの「、」を入れる。</p> <p>(8行)「～除去について、必要かつ～」                  ※具体的にどんなことを指し示しているのか？パンフレット等には載るのでしょうか。</p>	条例の内容や考え方などをわかりやすい形でお伝えするよう努めてまいります。
6	県の責務並びに県民、ろう者及び事業者の役割	県の責務	「県は、聴覚障がい者が判明した乳幼児の家庭に対し、手話を学び手話で育児ができる環境を提供又は紹介する。」を追加願いたい。	御意見の趣旨を踏まえ、今後の取組を進めてまいります。
7	県の責務並びに県民、ろう者及び事業者の役割	事業者の役割	<p>「合理的な配慮」についてのわかりやすい説明があるとよい。</p> <p>手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めるものとします。                  →手話の使用に関し合理的な配慮を行わなければならない。に変更してほしい。</p>	御意見を踏まえ、合理的配慮についての文言を記載し、説明については「障がいのある人もない人も暮らしやすい福島県づくり条例」で定義しております。 なお、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであるため努力義務としております。

8	手話の普及等のための施策	学校における手話の普及	<p>○「ろう児等」の呼称について</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(意見要旨)「聴覚障害児等」表記ではなく、「ろう児等」表記にするのが妥当と考える。</li> <li>・「聴覚障がい者」とするなら「聴覚障がい児」、「ろう者」とするなら「ろう児」ではないでしょうか？</li> <li>・違和感がある。ろう者、ろう児等で統一した方がすっきりするのでは？</li> <li>・背景及び他項目はすべて「ろう者」としているにもかかわらず、この項目で突然「聴覚障がい児」と記載していることに違和感を覚えます。</li> <li>・「聴覚障がい児が通学する学校」のあとに「普通学校の難聴学級も含む」を入れて欲しい。</li> </ul>	聴覚支援学校のみならず、小中学校等において学んでいる、障がいの程度が比較的軽度の児童生徒等も対象とするため聴覚障がい児としております。
9	手話の普及等のための施策	学校における手話の普及	<p>○聴覚支援学校におけるろう教師の配置について</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の追加を希望します。 「手話により学ぶことができるよう、ろう教師の確保及び教職員の手話に関する～」</li> <li>・ろう児等が通学する学校には、そのロールモデルとなるろう教職員を配置すべきです。当事者教職員だからこそ、教えられる部分は卒業後の社会参加においても重要なことです。教職員の配置は県教育委員会の権限ですが、ろう児等への教育意義を考慮した人材配置も必要な措置として講じて頂きたい。</li> <li>・「ろうの子ども大人になった時のロールモデルとして、ろうの先生を必ず配置する」を入れる。</li> </ul>	教職員人事につきましては、教育委員会の専権であり、本条例に明記することは困難であるため、御理解願います。

10	手話の普及等のための施策	学校における手話の普及	<p>○「教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める」について</p> <hr/> <p>・「技術を向上させるため～努める」→「研修を行う義務を負う」          また、その条文のあとに「また、その環境をつくる努力をする」を入れる。</p> <hr/> <p>・「教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるように努める」→「～に必要な研修を行う義務を負う」に変える。          「聴覚障がい児が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができる」ためには、日本語と同様に教職員は手話言語を習得するべきではないでしょうか。成人の教職員が、ろう児等に手話言語を教えてもらうような環境は変えていく必要があります。</p> <hr/> <p>・ろう学校教師の「技術を向上させるために必要な研修を行う義務を負う」に変える。「措置を講ずる～」→×</p>	<p>学びの場が多様となっている現状においては、「努める」という表現が望ましいものと考えております。</p>
11	手話の普及等のための施策	学校における手話の普及	<p>「乳幼児期からの手話の教育環境の整備」にかかわる条文を入れて欲しい。          ※就学児童だけでなく、未就学児(乳幼児期)における手話の環境整備は非常に大切と思われる。また、ろう児の親は情報が少なく、手話を使うろう者と出会う機会も少ない。そのため相談機関も設立してほしい。</p>	<p>御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。</p>

12	手話の普及等のための施策	学校における手話の普及	<p>「聴覚障害児が通学する学校」や「聴覚障害児及びその保護者に対し」とありますが、当事者だけでなく、周囲が手話を理解する必要があると思います。そのためには、聴覚障害児が通学しているかどうかに関わらず、幼稚園・保育所はもちろん、小中高でも手話を学ぶ場とろう者について知る機会を設けていただきたいです。</p> <p>素案の記述では、聴覚障害児及びその保護者、教職員についての施策となっているが、手話を普及させるためには、全ての児童を対象に学校で手話を教えることが必要なのではないかと思う。</p> <p>聴覚障がい児の学校だけで手話を普及するのではなく、一般の学校にも普及すべき。市町村との連携にも関わりますが、市町村立小中学校での総合的学習の時間の中で数年前は手話を学ぶ機会を設ける学校が多かったが、現在はほとんど行われていなくなり、手話を学ぶ機会がなくなってしまった。</p> <p>「学校における手話の普及」→「学校における手話の獲得及び普及」に変える。背景において”手話は言語である”と明記していることから、聴覚障がい児が通学する学校において「手話の普及」はふさわしくないと考えます。言語は獲得するものです。それは手話言語も同様です。また、聴覚障がい児が通学する学校以外の学校にも、手話の理解及び普及を図り、障がいのない生徒にも手話を学ぶ機会を提供することができるような項目を入れて欲しい。</p> <p>「学校における手話の普及」→学校による手話教育の推進、学校における手話教育の責務のような言葉が妥当と思われる。</p> <p>「聴覚障がい児」「保護者」「教職員」の他に、「同学年の幼児児童生徒」への学習環境が必要である。</p>	御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。なお、学びの場が多様となっている現状においては「普及」という表現が望ましいものと考えております。
13	手話の普及等のための施策	手話通訳者等の養成等	<p>①手話通訳者の身分保障について記載願いたい。                  ②ろうあ者の方の中には手話を使えない方もいるので、文字による情報発信も必要。字幕や要約筆記などの記載が必要。</p> <p>手話通訳者を養成して増やすことは大切だが、手話通訳者を養成する指導者(聞こえる人、ろう者)の養成も大切である。「手話通訳者を養成する指導者の養成」の文章も入れて欲しい。</p> <p>「手話通訳者等の養成」のほか「手話通訳者養成のための指導者育成」も加えて欲しい。</p>	御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。

福島県保健福祉部障がい福祉課  
 福島県手話言語条例(素案)について提出された御意見とそれに対する県の考え

14	手話の普及等のための施策	手話を用いた情報発信	文言の追加を希望します。 「～県政に関する情報や災害時の緊急情報を円滑に～」 (7行真ん中あたり)「情報(を)」と「円滑に取得」との間に「(情報)や公的機関、事業者、団体等の情報(を円滑に)」と入れる。	災害時の対応については、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」において、ろう者を含めた障がいのある人を対象としております。 なお、御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。
15	財政上の措置	財政上の措置	パブリックコメントが同日に2つの案件が出ているが、県の予算は別々であるのか。同じ障がい関係ということで暮らしやすい福島県づくりの予算の一部が手話言語条例の一部になるように受け止められますがどうですか？ せっかく素晴らしい条例案を行うから、手話言語条例を期待している方々を裏切ることのないような来年度の対応をよろしくお願いいたします。すぐにはできない事であると思いますので一歩ずつ成果が上がるようによろしくお願いいたします。 「～に努める」とせずに、実施ができるように予算を組み「～の措置を講ずる」といいきって欲しい。	予算はそれぞれの事業ごとの計上となります。施策の推進のために必要な予算の確保に努めます。
16	その他	医療機関	医療機関従事者が、関係者(診察にきた聴覚に障がいをもつ子とその親等)に対して、「手話」についての情報提供を努めて行うことについての条文を盛り込んでいただきたい。 項目に医療機関及び親への相談機関について加えてほしい。 「医療機関における手話の普及」にかかわる条文を郡山市手話言語条例に倣い入れてほしい。この県の素案には、医療に関わる条文がない。 医療機関における手話の普及と手話通訳への理解促進について明記し、医療に携わる有資格者(特に医師・看護師・薬剤師)には”ろう者”と”手話”及び”手話通訳”に対する理解を深めるため、研修機会を作って欲しい。 「医療機関の開設長は手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備することに努めるものとする。」を追記してほしい。 「県内の医療機関は、聴覚障がい者が判明した乳幼児の保護者に対し、手話による言語発達並びに手話の学習環境について情報提供する。」を追加願いたい。	医療機関については事業者として捉えており、条文としましては、「事業者の役割」として明記しました。なお、御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。

17	その他	審議会等	<p>・様々な施策を定める時は、福島県聴覚障害者協会をはじめ、各関係団体との話し合いの場を持つことの一文を条例に入れて欲しい。</p>	<p>協議会につきましては、既存の協議の場を活用することとしております。なお、手話に関する取組を進めるにあたっては、関係団体等と連携してまいります。</p>
			<p>条例で定めた後、それぞれの目指すところが達成できているか定期的に確認し修正していく機関として関係者の協議会について明記して欲しい。</p>	
			<p>手話言語条例の施行後も定期的に関係者が状況を共有し対策を立てられるように、推進会議を設けることを明記すべき。</p>	
			<p>「次に掲げる事業を行うため、県手話施策推進協議会(以下「協議会」と「委員会」という)を設置する。」を追記してほしい。</p>	
			<p>2～3年毎に見直す審議委員会を設立してほしい。                  →社会の変化や、時代の変化によって新しい概念や技術がでてくるかもしれない。それに条例を合わせるためにも見直しをする審議委員会は必要である。</p>	
			<p>条例による施策の達成状況を確認する機関(ろう者、手話通訳者がメンバーに在るもの)を設置することの追加が必要である。</p>	
18	その他	市町村連携	<p>「県は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連帯するとともに、市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。」を追記してほしい。</p>	<p>市町村との連携及び協力について明記しました。</p>
19	その他	計画の策定及び推進	<p>手話の普及等のための施策一つ目、計画の策定及び推進の項「手話の普及等に必要な施策を定め」の次に「手話が使いやすい環境整備の推進」を入れて欲しい。</p>	<p>手話の普及等に必要な施策のひとつとして手話を使用しやすい環境の整備に努めてまいります。</p>

福島県保健福祉部障がい福祉課  
 福島県手話言語条例(素案)について提出された御意見とそれに対する県の考え

20	その他	手話通訳者の役割	<p>「手話通訳者(知事が別に定める試験の合格した者その他知事が別に定める者をいう。)は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。」を追記してほしい。</p>	<p>手話通訳者等との連携、技術の向上については、県の責務及び手話を学ぶ機会の確保、手話通訳者等の養成等において明記しました。                  なお、御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。</p>
21	その他	事業者への支援	<p>「県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するとき手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行う(努める)ものとする。」を追記してほしい。</p>	<p>事業者の役割として明記しました。</p>
22	その他	災害時の対応	<p>「県は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。」を追記してほしい。</p> <p>前回の件の素案には手話を用いて情報発信ということで災害時の対応が載っていたが今回の素案では削られている。災害時、ろう者が手話により必要な情報を得、手話での円滑な意思疎通をすることを極めて重要と思われる。</p> <p>「県は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。」を追記してほしい。</p> <p>災害時における、ろう者への手話による円滑なコミュニケーションは絶対に必要です。東日本大震災の教訓とし、被害県としても加えるべきではないでしょうか。</p>	<p>災害時の対応については、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」において、ろう者を含めた障がいのある人を対象として明記しました。</p>